

○財務省告示第六十一号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十九年二月二十三日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十九年三月九日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号
利付国庫債券（十年）（第三百二
十一回、第三百二十二回、第三
百二十三回、第三百二十四回、
第三百二十五回、第三百二十六
回、第三百二十七回、第三百二
十八回及び第三百三十八回）、利
付国庫債券（二十年）（第五十六
回、第五十八回、第六十回、第
六十一回、第六十四回、第六十
六回、第七十二回、第七十三回、
第七十六回、第七十七回、第八
十三回、第八十四回、第八十五
回、第八十七回、第九十五回、
第一百二十一回、第一百二十九回、
第一百三十四回、第一百三十六回
及び第三百三十八回）及び利付国
債券（三十年）（第二回及び第七
回）

二 発行の根拠
特別会計に関する法律（平成十
九年法律第二十三号）第四十七
条第一項
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その

三 振替法の適用

四 発 行 方 法	五 募 入 決 定 の 方 法	六 発 行 額	七 払 込 金 額	八 最 低 額 面 金	九 振 替 単 位	十 十 一 発 行 行 価 格 日	十 十 三 二 利 過 利 子 率 の 払 込 み
振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定す る利回り）に、募集した者が加算す る。値を競う。付し、行われない同 じ。を競争に付して行われる入 札に、よる発行利回り格差の小 各申込みの、うち、利回り格差の さいも、の、から、その、応募額を順次 割り当て、る。四、千、九、百、七、十、五、億、円 額、面、金、額、で、四、千、九、百、七、十、五、億、円	五、千、三、百、一、億、九、千、三、百、九、十、一、万、円	五、千、三、百、一、億、九、千、三、百、九、十、一、万、円	五、千、三、百、一、億、九、千、三、百、九、十、一、万、円	五、千、三、百、一、億、九、千、三、百、九、十、一、万、円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 の整数倍の金額によるものとす る。平成十九年二月十三日 発行対象国債、ごとの額面金額 百円につき、次の算式により算 出した金額	$\frac{1 + \left(\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{100} \right) \times \text{残存年数}}{100} \times \text{残存年数}$ <p>（別表のとおり） 募集決定の通知を受けた者は、 募入金決定の追加、の、払込期日に、 払込出した金額を、払込期日に、 り算出する。の、払込期日に、 い、払込出した金額を、払込期日に、</p>	

(別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	(発行額面金額)
利付国庫債券 付第十回三年二百	一・〇%	日年平三成三月二十四	億四 円百三十二
利付国庫債券 付第十回三年二百	〇・九%	日年平三成三月二十四	億四 円百四十六
利付国庫債券 付第十回三年二百	〇・九%	日年平六成三月二十四	億九 円百九十五
利付国庫債券 付第十回三年二百	〇・八%	日年平六成三月二十四	億八 円百五十七
利付国庫債券 付第十回三年二百	〇・八%	日年平九成三月二十四	億三 円百七十一
利付国庫債券 付第十回三年二百	〇・七%	十年平日十成二月二十四	三十五億 円
利付国庫債券 付第十回三年二百	〇・八%	十年平日十成二月二十四	億二 円百九十四
利付国庫債券 付第十回三年二百	〇・六%	日年平三成三月二十五	三十九億 円
利付国庫債券 付第十回三年二百	〇・四%	日年平三成三月二十七	億三 円百九十八

（（利 第二付 八十国 十年庫 四）債 回 券 ）	（（利 第二付 八十国 十年庫 三）債 回 券 ）	（（利 第二付 七十国 十年庫 七）債 回 券 ）	（（利 第二付 七十国 十年庫 六）債 回 券 ）	（（利 第二付 七十国 十年庫 三）債 回 券 ）	（（利 第二付 七十国 十年庫 二）債 回 券 ）	（（利 第二付 六十国 十年庫 六）債 回 券 ）	（（利 第二付 六十国 十年庫 四）債 回 券 ）	（（利 第二付 六十国 十年庫 一）債 回 券 ）	（（利 第二付 六十国 十年庫 回）債 回 券 ）	（（利 第二付 五十国 十年庫 八）債 回 券 ）	（（利 第二付 五十国 十年庫 六）債 回 券 ）
二 ・ 〇 %	二 ・ 一 %	二 ・ 〇 %	一 ・ 九 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 一 %	一 ・ 八 %	一 ・ 九 %	一 ・ 〇 %	一 ・ 四 %	一 ・ 九 %	二 ・ 〇 %
十年平 日十成 二三月 月十七 二十七	十年平 日十成 二三月 月十七 二十七	日年平 三成 三月三 月二十七	日年平 三成 三月三 月二十七	十年平 日十成 二三月 月十六 二十六	日年平 九成 三月三 月二十六	十年平 日十成 二三月 月十五 二十五	日年平 九成 三月三 月二十五	日年平 三成 三月三 月二十五	十年平 日十成 二三月 月十二 二十四	日年平 九成 三月三 月二十四	日年平 六成 三月三 月二十四
四 十 一 億 円	円百 三 十 五 億	四 十 二 億 円	五 億 円	二 億 円	一 億 円	一 億 円	四 十 三 億 円	百 七 十 億 円	八 億 円	億四 百八 十三	五 億 円

（（利 第三付 七十国 回年庫 ））債 券	（（利 第三付 二十国 回年庫 ））債 券	（（利 第二付 百十国 三年庫 ））債 券 八	（（利 第二付 百十国 三年庫 ））債 券 十 六	（（利 第二付 百十国 三年庫 ））債 券 十 四	（（利 第二付 百十国 二年庫 ））債 券 十 九	（（利 第二付 百十国 二年庫 ））債 券 十 一	（（利 第二付 九十国 十年庫 ））債 券 五 回 ）	（（利 第二付 八十国 十年庫 ））債 券 七 回 ）	（（利 第二付 八十国 十年庫 ））債 券 五 回 ）
二 ・ 三 %	二 ・ 四 %	一 ・ 五 %	一 ・ 六 %	一 ・ 八 %	一 ・ 八 %	一 ・ 九 %	二 ・ 三 %	二 ・ 二 %	二 ・ 一 %
日年平 五成 月四 二十 十四	日年平 二成 月四 二十 十二	日年平 六成 月四 二十 十四	日年平 三成 月四 二十 十四	日年平 三成 月四 二十 十四	日年平 六成 月四 二十 十三	日年平 九成 月四 二十 十二	日年平 六成 月三 二十 十九	日年平 三成 月三 二十 十八	日年平 三成 月三 二十 十八
七 億 円	十 億 円	百 十 一 億 円	三 億 円	十 一 億 円	三 億 円	七 億 円	三 億 円	一 億 円	十 六 億 円